

○国家公安委員会規則第十号

警察法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十四号）第八十条第九項の規定に基づき、警察大学校サイバーセキュリティ研究・研修センターの内部組織に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年四月十日

国家公安委員会委員長 小川恵里子

警察大学校サイバーセキュリティ研究・研修センターの内部組織に関する規則の一部を改正する規則
警察大学校サイバーセキュリティ研究・研修センターの内部組織に関する規則（平成二十六年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第一条（見出しを含む。）中「捜査研修室」を「解析研究室及び捜査研修室」に改める。

第三条の見出しを「（研究室長及び研修室長）」に改め、同条第一項中「捜査研修室に、」を「解析研究室に研究室長を、捜査研修室に」に改め、同条第二項中「研修室長」を「研究室長又は研修室長」に改め、「受け、」の下に「解析研究室又は」を加え、同条を第四条とする。

第二条中「第八十三条第二項第二号」を「第八十二条第二項第二号」に改め、同条を第三条とし、第一条

の次に次の一条を加える。

（解析研究室の所掌事務）

第二条 解析研究室においては、警察法施行規則第八十二条第二項第一号に掲げる事務をつかさどる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。